

平成 2 5 年 度 監 査 結 果 に 対 す る 措 置 事 項 の 公 表  
( 財 政 局 )

- 1 監査結果の公表年月日  
平成 2 5 年 6 月 1 1 日 (広島市監査公表第 1 2 号)
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日  
平成 2 6 年 3 月 3 1 日 (広管財第 1 6 3 号)
- 3 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容

債権管理通知書の記載事項の確認について (所管課：財政局管財課)	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>法定の決算資料である「財産に関する調書」における債権の項目では、翌年度以降に支払期限が到来する債権を記載することとなっている。</p> <p>債権管理事務の総括を行っている財政局管財課は、「財産に関する調書」を作成するため、各債権の所管課から債権管理通知書とその内容が分かる資料 (以下「根拠資料」という。) を提出させている。</p> <p>平成 2 3 年度決算の「財産に関する調書」に記載されている債権に係る金額が適正であることを検証するため、各債権の所管課から財政局管財課に提出された債権管理通知書とその根拠資料を照合、確認した。</p> <p>その結果、教育委員会事務局学校教育部学事課が所管する旧湯来町奨学金貸付金については、債権管理通知書の今年度末現在額の欄には翌年度以降に支払期限が到来する債権額のみを記載すべきところ、今年度及び過年度に支払期限が到来したが未納となっている債権額を含めた額で記載しており、決算年度末現在額が誤っていることが判明した。</p> <p>これは、①所管課において、債権管理通知書は、翌年度以降に支払期限が到来する債権に係るもののみの増減を記入することが理解されていなかったこと、②債権管理事務を総括する財政局管財課において十分なチェックを行っていなかったことによるものである。</p> <p>については、①債権管理通知書の提出を求めるに当たって、各債権の所管課に対し、その記載すべき内容等を正しく理解した上で根拠資料により確認し提出させるとともに、②提出を受けた債権管理通知書とその根拠資料とを照合、確認するなど内部統制の適切な運用により事務処理を行われたい。</p>	<p>平成 2 5 年 4 月 8 日付け「平成 2 4 年度下半期の翌年度以降債権の管理状況報告 (依頼)」において、各局等の予算事務統括課長に対して、収入未済のものは翌年度以降債権には含めない旨を提示し、同様の誤りが生じないように周知徹底を図った。</p> <p>さらに、平成 2 5 年 1 0 月 8 日付け「平成 2 5 年度上半期の翌年度以降債権の管理状況報告 (依頼)」においては、各局等の予算事務統括課長に対して、チェックリストを示し、報告内容のチェックの徹底を図った。併せて財政局管財課においてもチェックリストによる確認の強化を図った。</p>

平成 2 3 年 度 監 査 の 意 見 に 対 す る 対 応 結 果 の 公 表  
( 財 政 局 )

- 1 監査意見公表年月日  
平成 2 3 年 9 月 8 日 (広島市監査公表第 3 7 号)
- 2 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成 2 6 年 3 月 3 1 日 (広税納第 1 3 号)
- 3 監査の意見及び対応の内容

差押債権の取立てに係る現金の取扱いについて (所管課：財政局税務部納税推進課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>中区役所市民部収納課職員による市税等の着服事件を受け、監査期間を延長し、着服事件の態様から郵便貯金等差押債権の事務処理、(区)出納員用領収証書の保管状況、市税等の収納金の事務処理のチェック体制等について監査を実施した。</p> <p>その結果、平成 2 2 年度においては、当該着服分を除いてその事務はおおむね適正に処理されていた。</p> <p>また、平成 2 3 年度において新たなマニュアルを作成するなど、再発防止対策が講じられた結果、事務処理の適正化、統一化が図られ、同防止対策が効果をあげていることを確認した。</p> <p>ただし、滞納者の預貯金を差押債権として取り立てる場合、預金にあっては、その金融機関から会計管理者口座へ払込みを行っているが、郵便貯金にあっては、郵便局で職員が現金を受領し、そのまま職場に持ち帰っており、現金を持ち帰る現行の事務取扱については、安全性の観点から疑問が残る。</p> <p>については、事務の効率性、安全性の観点から事務処理方法の更なる見直しや、内部統制の強化について、積極的に取り組むことが望まれる。</p>	<p>広島市会計規則を改正し、分任出納員又は区分任出納員は、あらかじめ所属の出納員又は区出納員の承認を得た上で、自らが取り扱った現金を、所属の出納員又は区出納員に引き継ぐことなく、指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むことを可能とした。</p> <p>これを受け、「差押債権の取立て等に係る事務取扱要領」を改正し、郵便貯金又はかんぽ生命保険を差押債権として取り立てる場合には、分任出納員である職員は、あらかじめ出納員である所属長の承認を得た上で、自らが取り扱った現金を直ちに当該取立てを行った郵便局の窓口において払い込む取扱いとした。</p>